

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号) 記入例 (表)

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号)

宇部市長 様

(新規 ・ 継続)

次のとおり、子育てのための施設等利用給付認定に係る認定を申請します。

〒755-0031

令和 8 年 月 日

① 保護者住所 宇部市常盤町一丁目7-1

※令和7年1月1日時点の住所(令和 7年 6月 5日転入) ※前住所が宇部市内の場合は記入不要。

前住所 〇〇県〇〇市

(Tel 父 090-0000-0000)

(Tel 母 090-0000-0000)

代表保護者氏名 宇部 太郎

①住所、保護者氏名、電話番号をご記入ください。
※令和7年1月2日以降に宇部市へ転入された方は、前住所の記入が必要です。

②認定希望日(施設利用開始日)をご記入ください。
※申請受理日より遡って、認定することはできませんので、ご注意ください。

③入園児童の氏名は必ずカタカナでフリガナをつけてください(左詰め、氏と名の間は1マス空ける。)

※年齢は令和8年4月1日現在の年齢です。

④家族状況：同一世帯・別世帯に関わらず、入園児童と同一住所にいる方全員の氏名記入が必要です。
続柄：入園児童からみた続柄をご記入ください。

⑤該当項目がある場合、及び必要事項をご記入ください。
同居家族に障害者手帳をお持ちの方がいる場合は、手帳(写し)の添付が必要です。

施設名	〇〇幼稚園	施設コード	②	認定希望日(施設利用開始日)	令和 8 年 4 月 1 日
③ 入所児童	フリガナ氏名	生年月日等			個人番号(マイナンバー)
	ウベ イチロウ	令和 4 年 4 月 2 日	令和8年4月1日現在の年齢 3 才	男	00000000000000
④ 続柄	フリガナ氏名	生年月日	勤務先(学校名・施設名等)	個人番号(マイナンバー)	
	ウベ タロウ	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 1 年 1 月 1 日	〇〇工業	11111111111111	
	ウベ ハナコ	<input type="checkbox"/> 昭和 <input checked="" type="checkbox"/> 平成 1 年 2 月 2 日	〇〇商店	22222222222222	
	ウベ ジロウ	T・S・H・R 29 年 3 月 3 日	〇〇小学校	33333333333333	
	ウベ サチコ	T・S・H・R 45 年 12 月 31 日		44444444444444	
		T・S・H・R 年 月 日			

※当する□にチェックをし、必要事項を記入してください。

⑤ 単身赴任 父 ・ 母 赴任先住所 ()

ひとり親の場合 離婚(年 月 日) 死別(年 月 日) 未婚

別居(年 月頃から) 調停 有 ・ 無 その他()

同居障害者 氏名 手帳の有無 有 ・ 無

⑥ 認定種別

申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過している(第2号)

申請子どもは、認定希望日時点で満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある(第3号)

左記で第3号に該当し、市民税非課税世帯に該当する場合は、下の□にレ点を付けて下さい。
 市民税非課税に該当

⑦ 必要とする理由

父 就労 疾病障害等 介護看護 災害復旧 求職活動等 就学 その他 ()

母 就労 妊娠出産 疾病障害等 介護看護 災害復旧 求職活動等 就学 その他 ()

⑥満3歳以後の最初の3月31日を経過した園児は第2号にを記入してください。
満3歳児のうち、保育の必要性があり、市町村民税非課税世帯の園児は第3号および市民税非課税世帯に該当にを記入してください。

⑦保育を必要とする理由について、該当項目にを記入してください。

子育てのための施設等利用給付認定申請書(新2号・新3号) 記入例(裏)

⑧

認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業を利用する(予定含む)方は記入して下さい。

フリガナ 施設名	利用するサービスの種類	所在地	利用開始予定日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日
	認可外・一時預かり 病児保育・子育て援助活動	〒 - TEL: - -	年 月 日

⑧入園される幼稚園以外の施設で保育サービスを利用している場合は記入してください。

【申請にあたって同意していただく事項】

- 子ども・子育て支援法第30条の3において準用する同法第16条の規定に基づき、施設等利用給付認定の審査に当たって、官公署に対し必要な文書の閲覧又は資料の提供を求めることがあります。
- 申請書等に記載した内容は、施設等利用給付認定や施設等利用費の支給に関する情報として必要と認められる場合に、施設・事業者に提供することがあります。
- 子ども・子育て支援法第30条の11第3項の規定に基づき、施設等利用費は、認定を受けた保護者に代わり、特定子ども・子育て支援提供者に支給される場合があります。
- 新年度4月利用開始の場合は、認定事務が集中し審査等に日時を要するため、申請日に関わらず、子ども・子育て支援法第30条の5第5項の規定に基づき、最長で利用開始の前日まで審査結果のお知らせを延期する場合があります。
- 申請内容が事実と相違した場合は、施設等利用給付認定を取り消すことがあります。
- 認定希望日現在で、子ども・子育て支援法第7条第10項第4号ハの政令で定める施設(企業主導型保育事業)の利用がある場合は、本認定の申請はできません。

以上のことに同意し、保護者の就労、疾病その他の理由により、幼稚園・認定こども園・特別支援学校(預かり保育事業も利用する(※1))、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業の施設等利用給付認定を希望するので、子ども・子育て支援法第30条の5第1項の規定に基づき、次のとおり施設等利用給付に係る認定を申請します。

※1. 預かり保育事業とは、当該幼稚園等が実施する預かり保育事業が、①平日、教育時間を含み提供時間が8時間未満または②年間開所日数200日未満のいずれかの要件に該当する場合に利用可能な認可外保育施設を含みます。